

## 監査結果の報告について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定例監査並びに同条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査を執行したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

平成27年11月27日

山形市監査委員 中 村 一 明  
同 吉 田 義 尚  
同 須 貝 太 郎  
同 遠 藤 吉 久

### 1 定例監査

#### (1) 監査の対象部課等

財政部 管財課、契約課

環境部 ごみ減量推進課

#### (2) 監査の期間

平成27年10月13日から平成27年11月25日まで

#### (3) 監査の範囲

平成26年度の事務事業の執行状況

#### (4) 監査の方法

監査の対象部課等から提出された監査資料に基づき、関係書類を抽出調査するとともに、関係職員からの聞き取り等により監査を実施した。

#### (5) 監査の結果

別記1のとおり

### 2 財政援助団体等監査

#### (1) 監査の対象団体等

監査対象団体	所管部課	監査対象とした項目及び金額	監査の期間
山形市土地開発公社	財政部管財課	山形市土地開発公社に対する出捐金 10,000,000円	平成27年10月13日から平成27年11月25日まで

一般財団法人山形市水道サービスセンター	上下水道部総務課	一般財団法人山形市水道サービスセンター出捐金 40,000,000円	平成27年10月5日から平成27年11月25日まで
---------------------	----------	---------------------------------------	---------------------------

(2) 監査の範囲

平成26年度の財政援助等に係る団体の出納その他の事務事業の執行状況及び所管部課の事務の執行状況

(3) 監査の方法

監査の対象団体及び所管部課から提出された監査資料に基づき、関係書類を抽出調査するとともに、関係職員からの聞き取り等により監査を実施した。

(4) 監査の結果

別記2のとおり

## 定例監査結果

部課等名	監査の結果
財政部 管財課	<p>指摘事項</p> <p>次のとおり是正又は改善を要する事項があったので、適切な措置を講じられたい。</p> <p>1 本庁舎内広告掲出料において、納期限までに納付されていないものがあったが、督促手続き及び延滞損害金の徴収が行われていなかった。</p> <p>2 普通財産の貸付において、次のようなものがあった。</p> <p>(1) 旧あたご荘移転用地の貸付の起案文書に貸付料減免理由の記載がない。</p> <p>(2) 元市民保養所の貸付料に誤りがある。</p>
財政部 契約課	指摘する事項はなかった。
環境部 ごみ減量推進課	指摘する事項はなかった。

## 別記 2

## 財政援助団体等監査結果

団体及び所管部課名	監査の結果
山形市土地開発公社 財政部管財課	指摘する事項はなかった。
一般財団法人山形市 水道サービスセンタ ー 上下水道部総務課	指摘する事項はなかった。